

障 発 0 2 2 8 第 3 号
平成 3 0 年 2 月 2 8 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」の一部改正について

今般、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（平成 2 4 年 4 月 1 日付け障発 0 4 1 1 第 4 号）の一部を別添のとおり改正し、平成 3 0 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。